

# はじめに

## 1 趣旨

埼玉県廃棄物処理基本計画は、昭和48年に廃棄物処理計画を策定して以来、これまでに7度の見直しを行い、廃棄物の排出削減や適正処理に取り組んできました。

しかしながら、本県は700万人を超える全国第5位の人口とともに、廃棄物の排出量は全国的にも高い水準です。

一方で、都市化の進んだ本県では、新たな最終処分場の確保は困難であり、廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進が大きな課題です。

これまで循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）をはじめ、容器包装や家庭電化製品など各分野におけるリサイクルに関する法律や制度の整備が進み、再生利用が図られてきました。

近年、限られた資源を循環利用することで、資源循環と経済成長の両立を目指すサーキュラーエコノミー（循環経済）が世界的にも注目されていますが、循環型社会を実現するためには経済との両立にも目を配ることが必要です。

さらに、平成23年度の東日本大震災以降、非常災害時における廃棄物の適正処理も全国的に大きな課題となっています。実際、本県でも、令和元年の台風第19号における浸水被害などで大量の災害廃棄物が発生しました。このような災害廃棄物の迅速な処理のためには、産業廃棄物処理施設の活用などが新たに求められています。

今後、本県では、少子高齢化や人口減少による人口構造の変化等により集積所までごみを運ぶことが困難な高齢者等の支援が必要になるなど、持続可能な廃棄物処理に向けた取組も必要となります。

また、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号。以下「食品ロス削減推進法」という。）が制定され、全ての県民による食品ロスの削減も求められています。

本計画は、こうした廃棄物を取り巻く様々な社会情勢の変化や新たな課題に対応するとともに、循環型社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。

## 2 計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5の規定に基づき国の基本方針に則して都道府県が策定する「廃棄物処理基本計画」として位置付けるとともに、食品ロスの削減の推進に係る基本的な方向、内容及び重要事項については食品ロス削減推進法第12条の規定に基づき国の食品ロスの削減の

推進に関する基本方針を踏まえて県が定める「食品ロス削減推進計画」として位置付けるものです。

また、埼玉県生活環境保全条例（平成 13 年条例第 57 号）第 18 条の規定に基づく廃棄物の発生の抑制、廃棄物の再使用、再生利用等の循環的な利用その他その適正な処理に関する基本的な計画として位置付けます。さらに、持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化に係る計画として位置付けます。

加えて、埼玉県 5 か年計画及び埼玉県環境基本計画に掲げる個別分野の計画として主要な施策を示すものです。また、県の廃棄物関連計画との整合・補完を図るとともに、市町村が策定する一般廃棄物処理計画とも相互に協力、補完する関係にあります。

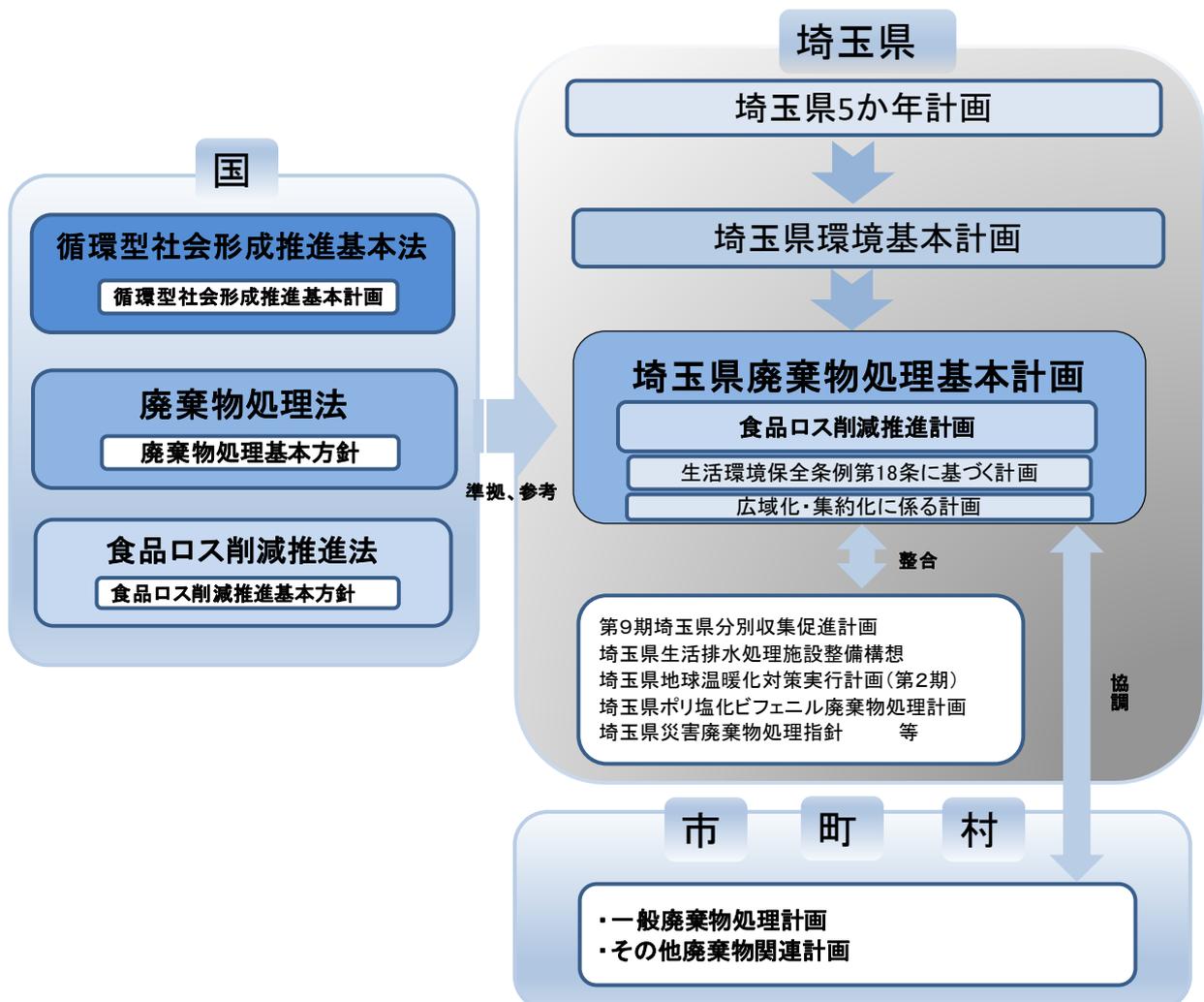


図 1 本計画の位置付け

### 3 計画の期間

計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

### 4 対象とする廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に規定する一般廃棄物及び産業廃棄物とします。

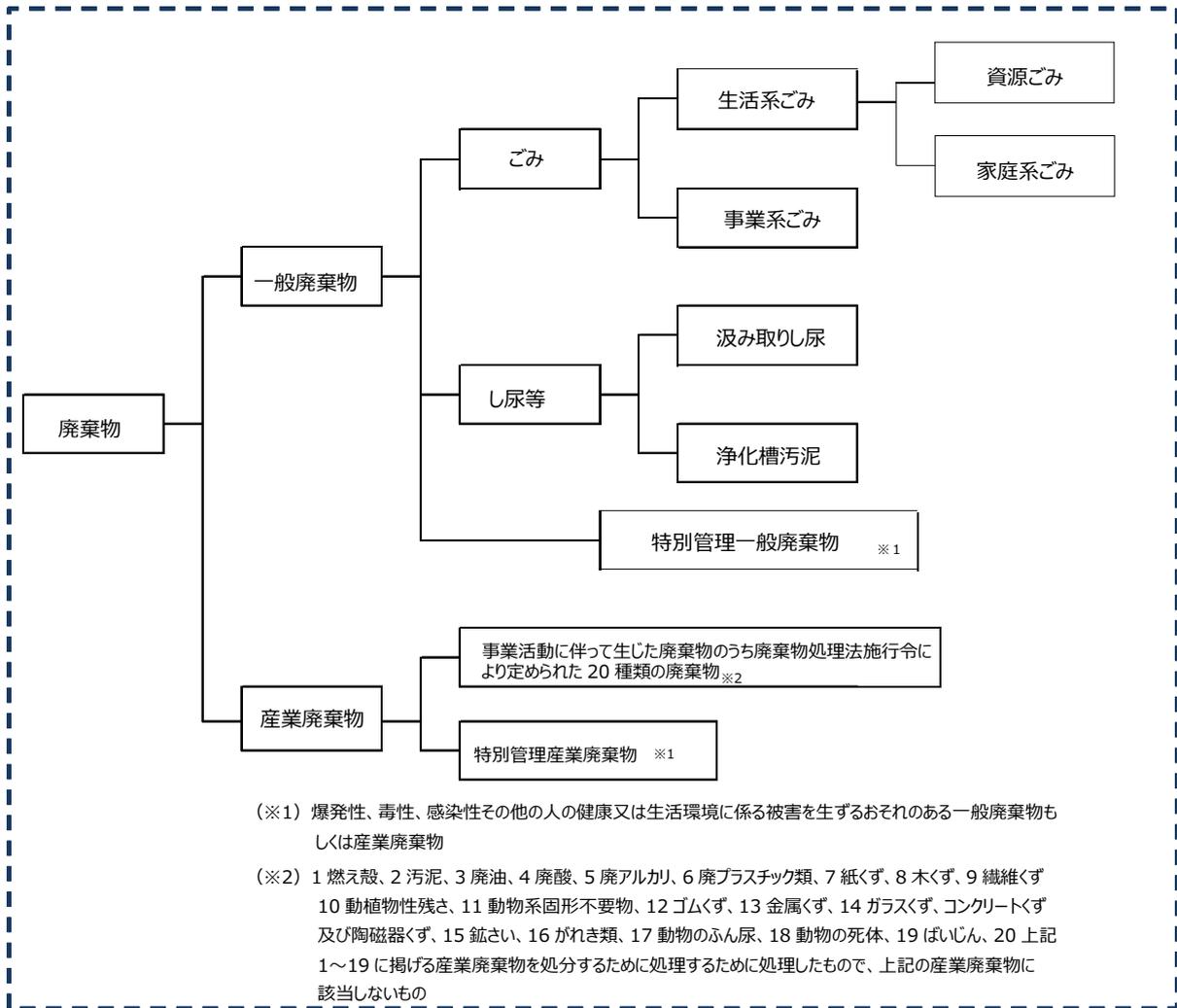


図2 計画の対象とする廃棄物